

令和4年度

神奈川県商店街等名産PR事業費補助金

募集要領

【募集期間】 (1) 正会員数40以下の商店街団体等^{※1} (令和4年4月1日時点)
令和4年4月21日(木)～令和4年12月16日(金)

(2) 正会員数41以上の商店街団体等^{※1・2} (令和4年4月1日時点)
令和4年6月1日(水)～令和4年12月16日(金)

※1 予算額に達した時点で募集終了

※2 令和4年5月31日時点で予算額に達していない場合のみ受付開始

【送付先】 〒231-8588 横浜市中区日本大通1
神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課
商業まちづくりグループ

【問合せ先】 電話 (045) 210-5612 (直通)

【ホームページ】

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2w/r4meisanpr.html>

※各様式は、県ホームページからダウンロードしてください。



目次

I 事業概要	2
II 申請手続き等	9
III その他留意事項	12

令和4年4月

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課

特記事項

- 国から緊急事態宣言が発出された場合等、新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては、県から事業の縮小又は中止を指示する場合があります。
- 本事業に参加する店舗は、「感染防止対策取組書」の登録及び「マスク飲食実施店認証書（飲食店等のみ）」の認証を行い、必ず掲示してください。
- 「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」について、第2弾の参加店舗の募集が開始された場合には、全会員に対して、周知するとともに、参加登録について、積極的な働きかけを行ってください。
- 本事業の実施に当たっては、「密閉」「密集」「密接」の3密を避けるとともに、基本的な感染防止対策であるMASK-マスク- {M（適切なマスク着用）・A（アルコール等で消毒）・S（アクリル板等でしゃべい、接触はショートタイム）・K（距離と換気、冬は加湿）}を徹底するなど、適切な感染防止策を講じてください。
- 対象となる事業は、交付決定日から令和5年1月27日（金）までに実施した事業のみです（交付決定日より前に着手している事業は補助対象となりません。また、事業の実施や支払い、経費支出関係の書類の日付が令和5年1月28日（土）以降になったものも補助対象となりません）。
なお、事業の着手とは「発注・契約」時となります。
- 交付決定後に事業を開始し、事業完了後、所定の実績報告書類を提出しなければなりません。実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた経費のみ、補助金を交付します。
- 補助事業に関係する書類（交付申請書等の県に提出した書類（写）、交付決定通知書等県から受け取った書類、発注書・請求書等の経費支出関係の書類等）は、一般の書類と区分し、5年間保存しなければなりません。
- 補助事業年度終了後5年間は、県から求めがあった際には、いつでも閲覧できるようにしておかなければなりません。
- 必要に応じて、県から求めがあった際には、商店街団体等から補助事業の遂行状況の報告をする必要があり、県が調査する際はそれに協力しなければなりません。
- 本事業の主旨、目的及び手続等に反した補助金の利用、運用等を行った場合には補助金の返還や加算金の支払いを求める場合があります。
- また、検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。

I 事業概要

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等に対して、商店街の魅力ある商品等を再発見し、実際に地域の方に体験いただき、商店街の名産品として発信するPR事業を支援することを目的としています。

2 事業イメージ

(1) イメージ図

商店街団体等で「名産品」を決定する！



※「名産品」の数に制限はありません。

**「名産品」
とは？**

- ・商店街団体等で、名産品として認められた商品・サービスであること。
- ・当事業終了後も継続して販売される商品・サービスであること。

**PR事業
<必須>**

**決定した「名産品」を地域の方に体験して
いただく「PR事業」を決定する！**



**「PR事業」
とは？**

- ・名産品を景品に取り入れた歳末福引き、抽選会など（共同懸賞）
- ・来店者への名産品プレゼントキャンペーンなど（総付景品）

**広報
<必須>**

**「名産品」・「PR事業」について「広報」を行う！
(県ホームページにも掲載します。)**



**「広報」
とは？**

- ・「名産品」や、「PR事業」で取り扱う景品について、ポスター・チラシ・ウェブサイト等で告知すること。※「名産品」・「PR事業で取り扱う景品」のうち、広報していないものは補助対象外となります。

「PR事業」開始！

※上記事業に係る手続きの流れは4ページをご覧ください。

(2) 名産品の事例

名産品が既に確立されている場合

- ✦ 銘菓等の指定や表彰を受けた商品・サービス
- ✦ 既にマスコミ（TV、ラジオ、新聞、雑誌）で広報されている商品・サービス

横須賀スカジャン	湘南しらす（加工品）	大涌谷の黒たまご
		

※かながわの名産 100 選より引用

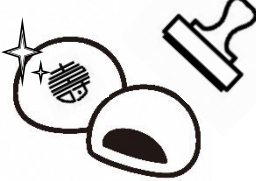
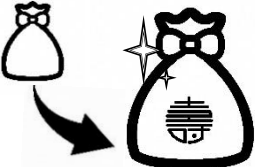
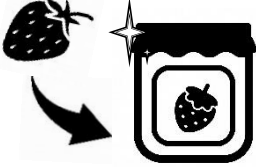
名産品が未だ確立されていない場合

- ✦ 商店街や地域の特徴となっており、名産品になり得る商品・サービス
- ✦ 商店街独自のサービスや会員（商店）の定番商品・サービス
- ✦ 地域の特産品に関連した商品・サービス

中華まん	おでん	カレー	茶菓
			
人力車	神社の〇〇祈願	地場産の生鮮三品	
			

- ✦ 名産品になり得る商品・サービスを「開発」(開発に係る経費も補助対象です。)

既存商品を加工して、名産品を開発

<p>(例) 焼印を作成し、既存商品を名産品へ</p> 	<p>(例) パッケージを改良し、既存商品を名産品へ</p> 	<p>(例) 地場産果物を加工し、新商品を名産品へ</p> 
---	--	---

3 事業の流れ



4 補助対象者

補助対象者	対象例
(1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合若しくは商店街振興組合連合会又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する商店街の事業協同組合	〇〇商店街振興組合 〇〇商店街協同組合
(2) (1)に掲げる以外の法人化された商店街団体	一般社団法人〇〇商店会
(3) 法人化されていない商店街等を構成する任意の団体であって、規約等により代表者の定めがあるもの	〇〇商店会
(4) (1)～(3)に掲げる以外の団体で、地域商業の活性化に貢献し、規約等により代表者の定めがあつて商店街団体として認められるもの	〇〇通り活性化協会 〇〇推進協議会
(5) 商工会法（昭和35年法律第89号）に規定する商工会、商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所等 ※商店会のないエリアについて、商工会又は商工会議所が店舗を取りまとめて事業を実施する場合に限る	〇〇商工会 〇〇商工会議所

※ 上記いずれも、構成員の過半数が県内中小企業者（県個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者のうち、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第4号に規定する者）であるものに限る。

5 補助対象事業及び実施期間

(1) 補助対象事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた商店街団体等が、商店街の魅力ある商品等を再発見し、商店街の名産品を発信するPR事業

- ・ 名産品を景品に取り入れた歳末福引き、抽選会など（共同懸賞）
- ・ 来店者への名産品プレゼントキャンペーンなど（総付景品）

※ 公序良俗に反するものは、応募対象外となります。

(2) 実施期間

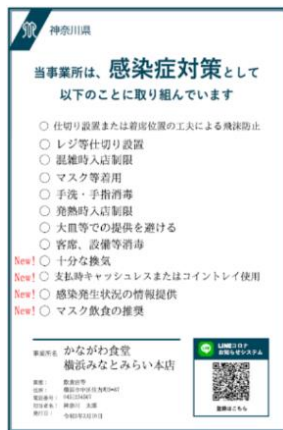
交付決定日から令和5年1月27日（金）まで

※ 交付決定日より前に着手している事業は補助対象となりません。また、事業の実施や発注行為、支払いの日付が令和5年1月28日（土）以降になったものも補助対象となりません。（事業の着手は「発注・契約」時となります。）

6 補助の要件

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- 令和4年4月1日時点で、規約・会則等により代表者の定めがある組織で構成されており、かつ3か月以上の活動実績があること。
- 「感染防止対策取組書」、「マスク飲食実施店認証制度」及び「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)」を推進していること。

【感染防止対策取組書】



- 業種ごとに定められた感染対策のガイドラインに沿った対策を取っているかを、一覧で示すことできるものです。
- 取組書を店内・施設内に掲示することで、事業者が行っている感染対策を、来訪者に分かりやすく示すことができます。

案内ページ：

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/corona/lineosirase.html>


※本事業に参加する店舗は、「感染防止対策取組書」を必ず登録し、掲示してください。

【マスク飲食実施店認証制度】



- 店舗の利用者一人ひとりが「マスク飲食」の徹底を図ることで、飲食店事業者の持続可能な営業環境を維持するとともに、利用者が安心して利用できる店舗を目指す取組です。

案内ページ：

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/mask_nisho.html


※本事業に参加する飲食店等は、「マスク飲食実施店」の認証を受け、「認証書」を必ず掲示してください。

〔ホテル等の飲食を伴う業態や飲食可能なスペースの提供事業者も対象。〕

〔テイクアウトのみ、又は飲食スペースのない店舗は対象外。〕

本事業への参加店舗は、「感染防止対策取組書」及び「マスク飲食実施店認証書」を必ず掲示してください。

実績報告時には、「感染防止対策取組書」及び「マスク飲食実施店認証書」の掲示数等を報告いただきます。

【キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)】



- 県内消費を喚起するため、感染防止対策取組書を掲示している県内の加盟店で「かながわPay」アプリを通じてキャッシュレス決済していただくと、ポイント還元を行うキャンペーンです。

※「キャッシュレス・消費喚起事業(かながわPay)第2弾」参加店舗の募集が開始された場合には、全会員に対して、事業を周知するとともに、参加登録について、積極的な働きかけを行ってください（募集開始時には、本補助金に係るホームページにおいてもお知らせします）。

- 基本的な感染防止対策 M・A・S・K（マスク）について

基本的な感染防止対策である『M A S K-マスク-』を徹底すること。

- M** 適切なマスク着用
- A** アルコール等で消毒
- S** アクリル板等でしゃへい、接触はショートタイム **接触は短時間で！**
- K** 距離と換気、冬はこれに加え、加湿 **特に換気を徹底！**

- 効果検証について

商店街の歩行者通行量、年間売上高及び地域住民の満足度等の事業実施効果が継続して見込まれること。

- ※ 歩行者通行量及び年間売上高については、実施前と実施後の時点における実数の把握が必須となります。
- ※ 年間売上高の把握方法については、原則、商店街等を構成する半数以上の店舗の年間売上高の総計としてください。

- 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第10条の規定に該当しないこと。

7 補助対象経費、補助率及び補助額の上限

(1) 補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）

費目	概要								
景品類に係る経費	<p>※ 顧客誘引の手段として、商品・サービスの取引に付随して提供する経済上の利益が「景品類」に該当します。</p> <p><共同懸賞の場合（福引き、抽選会等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街団体等で実施するセール等で行う懸賞（福引き、抽選会等）の景品類の購入のために要する経費 <p>※ <u>ただし、景品類に係る経費の20%以上は商店街団体等の名産品とすること</u></p> <p>【景品表示法に基づく景品類限度額】</p> <table border="1"> <tr> <td>景品最高額</td> <td>取引価額にかかわらず30万円</td> </tr> <tr> <td>景品総額限度額</td> <td>懸賞に係る売上予定総額の3%</td> </tr> </table> <p><総付景品の場合（配布キャンペーン等）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・商店街団体等で実施するキャンペーン等で配布する景品類の購入のために要する経費 <p>※ <u>ただし、景品類に係る経費の全てを商店街団体等の名産品とすること</u></p> <p>【景品表示法に基づく景品類限度額】</p> <table border="1"> <tr> <td>取引価額1,000円未満</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>取引価額1,000円以上</td> <td>取引価額の10分の2</td> </tr> </table>	景品最高額	取引価額にかかわらず30万円	景品総額限度額	懸賞に係る売上予定総額の3%	取引価額1,000円未満	200円	取引価額1,000円以上	取引価額の10分の2
	景品最高額	取引価額にかかわらず30万円							
景品総額限度額	懸賞に係る売上予定総額の3%								
取引価額1,000円未満	200円								
取引価額1,000円以上	取引価額の10分の2								

名産品開発経費	名産品の開発に係る経費（材料費、集計・分析費等） ※ <u>景品類に係る経費に含まれる名産品の開発に係る経費のみ対象。</u>
広告宣伝費	<u>名産品及びPR事業の広告宣伝を主とした</u> ポスター・チラシ・ウェブサイト等を作成するために要する経費（ <u>上限10万円</u> ）

(2) 補助対象外経費

- ① 支払の確認ができない（領収書のない）経費
- ② 交付決定日前又は補助事業の実施期間終了後に支払われた経費
- ③ 広報していない「名産品」・「PR事業で取り扱う景品」に係る経費
- ④ 賞金や金券類の購入に係る経費

※ 「名産品」に係る引換券等、一部補助対象となるものがありますので詳しくはご相談ください。

(3) 補助率

補助対象経費（消費税及び地方消費税を除く）の3/4以内

※ 算出した補助金額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとします。

(4) 補助額の上限

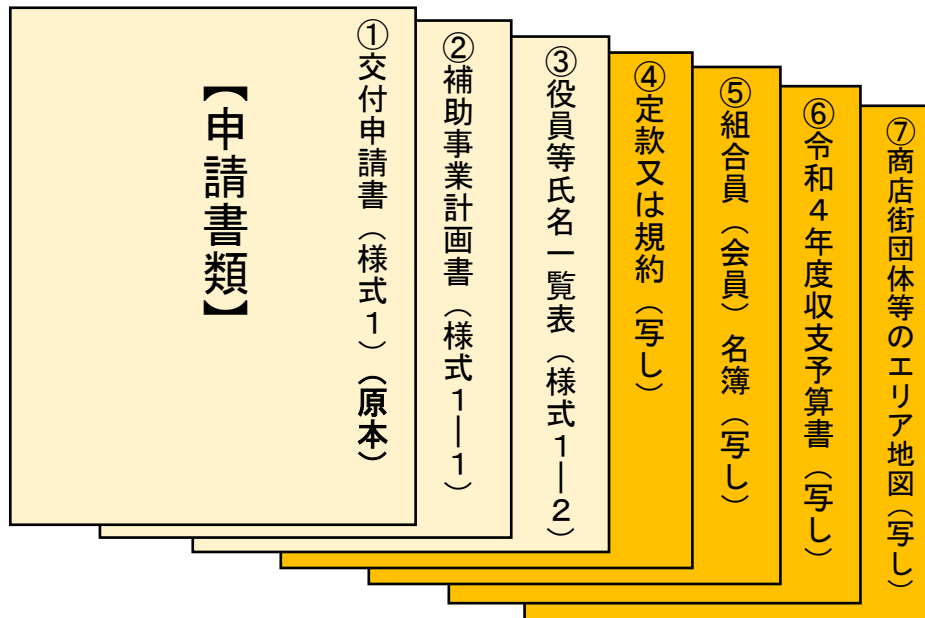
補助額の上限 30万円

※ ただし、広告宣伝費の補助額の上限は、10万円となります（上記上限額に含まれます）。

II 申請手続き等

1 交付申請

(1) 申請書類 (各1部)



- ※ ①～③の様式は、県ホームページからダウンロードしてください。
- ※ ⑥は、本事業の収支予算書ではなく、商店街団体等の年間事業における収支予算書を提出してください。
- ※ 用紙サイズは日本産業規格A4判で統一し、左上1か所クリップ止め (ホチキス止めは不可) してください (片面印刷)。

(2) 提出方法

申請書類は、電子データ及び紙書類を神奈川県庁までご提出ください。
(電子データは電子メール、紙書類は郵送等でお送りください。)

【申請書類等の提出先・問合せ先】

神奈川県産業労働局中小企業部商業流通課商業まちづくりグループ
所在地：〒231-8588 (住所記載不要)
電話：(045)210-5612 (直通)
E-mail：machizukuri-shoryu.tn8b@pref.kanagawa.lg.jp

(3) 申請期限

令和4年12月16日 (金) (消印有効)

- ※ 遅くとも事業開始2週間前までにご提出ください。
- ※ 受付は先着順となります。受付後順次審査を行い、補助の条件等を満たしている適正な申請書類と認められれば、交付決定となります。
- ※ 本事業の予算額まで交付決定した時点で、受付は終了となります。

2 交付決定

審査の結果、補助金の交付を決定した商店街団体等には「交付決定通知書（様式2）」、それ以外の商店街団体等には「不交付決定通知書（様式3）」を郵送します。

3 事業実施

補助の対象となる事業は、交付決定日から令和5年1月27日（金）までに実施した事業のみです。（「PR事業」及び「広報」の実施が必須となります。）

事業の実施には、発注書・納品書・請求書等の経費支出関係書類の作成・発行や、経費の支払いも含まれます。（見積段階では、事業の着手ではありません。）

交付決定日より前に事業を実施したものは補助対象外となります。

※ 例として、納品書の日付や経費の支払い日が交付決定日より前になっている経費は補助対象になりません。

4 名製品の確定（重要）

名製品が確定し次第、「名製品報告書（様式4）」を提出してください。PR事業及び名製品の広報（チラシの作成等含む）の2週間前までに提出がない場合は、交付決定取消となりますのでご注意ください。

また、「I 事業概要」の「2（2）名製品の事例」の趣旨から逸脱している場合や、「7（1）補助対象経費」に記載した「景品類に係る経費」の概要を遵守していない場合は、交付決定取消となる場合があります。

なお、確定した名製品は、県ホームページ等でPRさせていただく予定です。

（名製品は、当事業終了後も継続して販売してください。）

5 事業の変更・廃止

交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更する場合、事前に「変更承認申請書（様式5）」を県へ提出し、県の承認を受ける必要があります。補助事業を変更する場合は、事前に県へお問い合わせください。

また、補助事業の実施後、事業を取りやめる（廃止する）場合は、「中止（廃止）承認申請書（様式7）」を県へ提出し、県の承認を受ける必要があります。

6 実績報告（補助事業の完了）

補助事業の完了後、完了した日から30日を経過した日又は令和5年2月10日（金）【必着】のいずれか早い日までに「実績報告書（様式11）」に6（1）の報告書類を添えて県に提出してください。

なお、補助事業の完了とは、事業の取組、経費に関する支払い及び歩行者通行量等の効果検証が完了した時点であり、全て令和5年1月27日（金）までに完了する必要があります。

(1) 報告書類

- ア 補助事業報告書（様式11-1）
- イ 経費支出の証拠書類の写し
- ウ 補助金受入口座の通帳の写し
- エ 事業実施したことがわかる成果物（写真・チラシ等）

(2) 経費支出の証拠書類について

※以下のア・イ・ウいずれも書類の宛名は全て商店街団体等の正式名称（省略不可）をご記載ください。

ア 見積書

(例) 見積書・料金表・価格や内容が掲載されている商品などのホームページのプリントアウト など

イ 請求書

(例) 請求書・請求日が確認できる、請求を受けた際のファクシミリ又は電子メール・請求履歴のプリントアウト（インターネット取引の場合でも必要です）等

ウ 支払（領収書等）

物品やサービスなどの代金の支払確認が可能な資料（手形、小切手、相殺払い等は認めません。）

※ 補助事業者の支払いが事業実施期間内でないと補助対象として認められません。（例えば、口座引落の場合、口座から引き落とされた日が、事業実施期間を越えている支払いについては、全額補助対象外となりますので、ご注意ください。）

(ア) 銀行振り込み

補助対象経費の支払方法は銀行振込が原則です。実績報告の際に、以下のいずれかの証拠書類を提出しなければなりません。

- ・ 銀行振込明細書[ご利用明細]（写し）
- ・ 振込金受取書（写し）
- ・ 通帳の該当ページ（写し）
- ・ ネットバンキングの記録のプリントアウト 等

(イ) 現金払い

現金払いは1取引（1契約）につき、10万円（税抜）までが補助対象となります。10万円（税抜）を超える部分は補助対象経費となりません。

- ・ 領収書（金額の内訳が明記されたもの）
- ※ 金額の内訳が明記されていない場合、見積書及び納品書で金額の内訳が確認できることが必要です。
- ※ 同一製品や同サービスの取引を複数回に分けて実施している場合（複数回に分けて発注（契約）している場合も含む）も1取引（1契約）とみなし、10万円（税抜）までを補助対象とします。

(ウ) クレジットカード (1回払いのみ可)

以下書類の全てを提出しなければなりません。

- ・ 領収証 (法人の場合は宛名が法人名のもの、クレジット払いであること及び金額の内訳が明記されているもの。)
 - ・ カード会社発行の「カードご利用代金明細書」
 - ・ クレジットカード決済口座の通帳の該当部分
- ※ 口座からの引き落とし (支払日) が事業実施期間内に完了している必要があります。

エ その他の支出内容が分かる資料

(例) 補助事業の写真又は成果物、実施したことが確認できる資料又は報告書等

7 補助金の交付

実績報告書類の審査により、適正に補助事業が行われたことを確認できた場合のみ、補助金を交付します。

※ 補助金の交付は、適正な補助事業実績報告書等の受理後2週間程度を予定しています。

※ 補助金は実績報告時にご指定いただく口座に振り込みます。

Ⅲ その他留意事項

1 収益納付について

補助対象期間内に補助事業の成果の事業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他補助事業の実施により収益が生じた場合には、補助金交付額を限度として、収益金の全部または一部を県に納付していただく場合があります。

2 補助金の不正行為に対する処分について

商店街団体等が次のいずれかに該当するときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

- ア 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- イ 補助金等を他の用途に使用したときその他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令若しくはこれに基づく知事の指示若しくは命令に違反したとき。
- ウ 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第10条の規定に基づき、次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する事業者。

- (ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
- (ウ) 法人にあつては、代表者又は役員のうち前号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
- (エ) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員に該当するもの

3 検査

補助事業の進捗状況確認や補助金使用経費にかかる総勘定元帳等の検査のため、神奈川県が補助事業実施期間中及び完了後に実地検査に入ることがあります。

また、国の会計検査院が補助事業完了後に実地検査に入ることがあります。

検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合には、これに従わなければなりません。